

二〇一六年七月二日

加藤邦彦

①

一九五四年（三九歳） 文芸投稿雑誌「文章倶楽部」に投稿。詩〈夜の招待〉特選で掲載。選者は鮎川信夫、谷川俊太郎。

一九五五年（四〇歳） 「文章倶楽部」の投稿メンバーたちと詩誌「ロシナンテ」発行。この年、詩はすべて「文章倶楽部」「ロシナンテ」に発表。〈サヨナラトイウタメニ〉〈夜がやってくる〉〈自転車にのるクラリモンド〉など。

②

事実

そこにあるものは
そこにそうして
あるものだ
見ろ
手がある
足がある
うすらわらいさえしている
見たものは
見たといえ
けたたましく
コップを踏みつぶし
ドアをおしあけては
足ばやに消えて行く 無数の
屈辱の背なかのうえへ
びったりおかれた
厚い手のひら
どこへ逃げて行くのだ
やつらが ひとりのこらさず
消えてなくなっても
そこにある
そこにそうしてある
罰を忘れられた罪人のように
見ろ
足がある

手がある

そうして

うすらわらいまでしている

③

『サンチョ・パンサの帰郷』↓一九六三年二月、思潮社刊（当時、石原四八歳）

④

自転車にのるクラリモンド

自転車にのるクラリモンドよ

目をつぶれ

自転車にのるクラリモンドの

肩にのる白い記憶よ

目をつぶれ

クラリモンドの肩のうえの

記憶のなかのクラリモンドよ

目をつぶれ

目をつぶれ

シャワーのような

記憶のなかの

赤とみどりの

とんぼがえり

顔には耳が

手には指が

町には記憶が

ママレードには愛が

そうして目をつぶった

ものがたりがはじまった

自転車にのるクラリモンドの

自転車のうへのクラリモンド

幸福なクラリモンドの

幸福のなかのクラリモンド

そうして目をつぶった

ものがたりがはじまった

町には空が

空にはリボンが

リボンの下には
クラリモンドが

【参考】テオフィル・ゴージェイ／芥川龍之介
訳「クラリモンド」一九一四年

⑤ あとがき（『サンチヨ・パンサの帰郷』）

（すなわち最もよき人びとは帰っては来なかった。〈夜と霧〉の冒頭へフランクがさし挿んだこの言葉を、かつて疼くような思いで読んだ。あるいは、こういうこともできるであろう。〈最もよき私自身も帰ってはこなかった〉と。今なお私が、異常なまでにシベリヤに執着する理由は、ただひとつそのことによる。私にとって人間と自由とは、ただシベリヤにしか存在しない（もっと正確には、シベリヤの強制収容所にしか存在しない）。日のあけくれがじかに不条理である場所で、人間ははじめて自由に未来を想いえがくことができるであろう。条件のなかで人間として立つのではなく、直接に人間としてうずくまる場所。それが私にとってのシベリヤの意味であり、そのような場所でじかに自分自身と肩をふれあった記憶が、〈人間であった〉という、私にとってかけがえのない出来事の内容である。一九六三・九・二八

⑥ ある〈共生〉の経験から
〔「思想の科学」一九六九年三月〕

一つの食器を二人でつつきあうのは、はたから見ればなんでもない風景だが、当時の私たちの這いまわるような飢えが想像できるなら、この食糧組がどんなにはげしい神経の消耗であるかが理解できるだろう。私たちはほとんど奪いあわんばかりのいきおいで、飯盒の三分の一にも満たぬ粟粥を、あっというまに食いついてしまっているのである。結局、こういう状態がながく続けば、腕づくの争いにまで到りかねないことを予感した私たちは、できるだけ公平な食事がと

れるような方法を考えるようになった。（中略）
食事の分配が終わったあとの大きな安堵感は、実際に経験したものでなければわからない。この瞬間に、私たちのあいだの敵意や警戒心は、まるで嘘のように消え去り、ほとんど無我に近い恍惚状態がやってくる。もはやそこにあるものは、相手にたいする完全な無関心であり、世界のもっともよろこばしい中心に自分がいるような錯覚である。私たちは完全に相手を黙殺したまま、「一人だけの」食事を終るのである。このようなすさまじい食事が日に三度、かならず一定の時刻に行なわれるのだ。（中略）

こうして私たちは、ただ自分ひとりの生命を維持するために、しばしば争い、結局それを維持するためには、相対するもう一つの生命の存在に、「耐え」なければならぬという認識に徐々に到達する。これが私たちの〈話し合い〉であり、民主主義であり、一旦成立すれば、これを守りとおすためには一歩も後退できない約束に変るのである。これは、いわば一種の掟であるが、立法者のいない掟がこれほど強固なものだとは、予想もしないことであった。せんじつめれば、立法者が必要なときには、もはや掟は弱体なのである。

私たちの間の共生は、こうしてさまざまに混乱や困惑をくり返しながら、徐々に制度化されて行った。それは、人間を憎みながら、なおこれと強引にかかわって行こうとする意志の定着化の過程である。（このような共生はほぼ三年にわたって継続した。三年後に、私は裁判を受けて、さらに悪い環境へ移された。）これらの過程を通じて、私たちは、もっとも近い者に最初の敵を発見するという発想を身につけた。たとえば、例の食事の分配を通じて、私たちをさいごまで支配したのは、人間に対する（自分自身を含めて）つよい不信感であって、ここでは、人間はすべて自分の生命に対する直接の脅威として立ちあらわれる。しかもこの不信感こそが、人間を共存させる強い紐帯であることを、私たちはじつに長い期間を経てまなびとったのである。（中略）

こうした認識を前提として成立する結束は、

お互いがお互いの生命の直接の侵犯者であることを確認しあつたうえで連帯であり、ゆるすべからざるものを許したという、苦い悔恨の上に成立する連帯である。ここには、人間のあいだの安易な、直接の理解はない。なにもかもお互いにわかかってしまっているそのうえで、かたい沈黙のうちに成立する連帯である。この連帯のなかでは、けつして相手に言つてはならぬ言葉がある。言わなくても相手は、こちら側の非難をはっきり知っている。それは同時に、相手の側からの非難であり、しかも互いに相殺されることなく持続する憎悪なのだ。そして、その憎悪すらも承認しあつたうえでの連帯なのだ。この連帯は、考えられないほどの強固なかたちで、継続しうるかぎり継続する。

⑦ 『望郷と海』 ↓一九七二年二月、筑摩書房刊

⑧ 葬式列車

なんとという駅を出発して来たのか
もう誰もおぼえていない
ただ いつも右側は真昼で
左側は真夜中のふしぎな国を
汽車ははしりつづけている
駅に着くごとに かならず
赤いランプが窓をのぞき
よごれた義足やぼろ靴といっしょに
まっ黒なかたまりが
投げこまれる
そいつはみんな生きており
汽車が走っているときでも
みんなずっと生きているのだが
それでいて汽車のなかは
どこでも屍臭がたちこめている
そこにはたしかに俺もいる
誰でも半分はもう亡霊になって
もたれあつたり
からだをすりよせたりしながら
まだすこしずつは

飲んだり食ったりしているが
もう尻のあたりがすきとおつて
消えかけている奴さえいる
ああそこにはたしかに俺もいる
うらめしげに窓によりかかりながら
ときどきどっちかが

くさった林檎をかじり出す
俺だの 俺の亡霊だの
俺たちはそうしてしょっちゅう
自分の亡霊とかさなりあつたり
はなれたりしながら
やりきれない遠い未来に
汽車が着くのを待っている
誰が機関車にいるのだ
巨きな黒い鉄橋をわたるたびに
どろどろと橋桁が鳴り
たくさんの亡霊がひよつと
食う手をやすめる
思ひ出そうとしているのだ
なんとという駅を出発して来たのかを

⑨ 方向

方向があるということは新しい風景のなかに
即座に古い風景を見いだすということだ 新し
い位置に即座に古い位置が復活するということ
だ ゆえに方向をもつということは かつて定
められた方向に いまもなお定められているこ
とであり 彷徨のただなかにあつて つねに方
向を規定されていることであり 混沌のただな
かにあつて およそ逸脱を拒まれていること
であり 確とした出発点がないにもかかわらず
方向のみが厳として存在することであり 道は
制約されているにもかかわらず 目標はついに
与えられぬことであり 道を示すものと 示さ
れるものがついに姿を消し 方向のみがそのあ
とにのこることである
それは あてどもなく確実であり ついに終
りに到らぬことであり つきぬけるものをつい
にもたぬことであり つきぬけることもなくす
でに通過することであり 背後はなくて 側面

があり 側面はなくて 前方があり くりかえすことなく おなじ過程をたどりつづけることであり 無人の円環を完璧に閉じることによつて さいごの問いを圏外へゆだねることである【参考】『斧の思想』↓講談社文芸文庫『石原吉郎詩文集』の小柳玲子作成「著者目録」に記載なし

⑩ 隠喩法 修辭法の一つ。たとえを引いて表現するの、「のごとし」「のようだ」などの語句を用いない方法。文勢をひきしめ、印象を強める効果を持つ。「海山の恩」「人生は旅だ」「名を流す（名声、評判の伝わるさまが水の流れるようだの意）」などの類。暗喩。メタファー。↑↓直喩法。

換喩法 修辭法の一つ。ある事物を表現するのに、それと深い縁故のあるもので置きかえる法。角帽で大学生を、鳥居で神社を、弓矢の道で武道を表わすなどの類。換喩。

⑪ 棒をのんだ話

〔現代詩手帖〕一九六五年八月

もう永年のつきあいになるにもかかわらず、僕にはその男が、いまだになんともうす気味悪くて仕方がないからである。その男が僕のところへやってくるには、むろん目的がある。僕に棒をのませるためである。

僕は、気の利かない冗談をいって気の利かない顔つきをされるのはあまり好きではないが、およそまじめなことがらをくそまじめな顔つきで話したら、まず助からないという意見には賛成である。だがこの場合は、どうしてもまじめな顔つきではじめなければならぬ。まずこんな馬鹿げた話を、ばかげた顔つきで話したら、それこそ救いようがないからだ。むろん「棒をのんだように」という古典的な比喩があつて、今でも結構リアリティを持っていることは僕も知っているが、この場合は比喩とはななんの関係もない。僕がその男の手で毎朝のまさ

れるのは、まぎれもない一本の棒であつて、それもところどころ瘤のある一メートルほどのしっかりしたやつなのだ。

⑫ 望郷と海

その日のうちに私は呼び出されて、左右の指紋をとられ、起訴状に署名をした。罪状は刑法五十八条六項（反ソ行為、諜報）であつた。ロシア共和国刑法は、ソ連邦の一構成共和国であるロシア共和国の刑法が、ソ連全土に拡張適用されたものであるが、それはいうまでもなく領土内の犯罪にかざられ、領土外での、しかもソ連と交戦状態にはいる以前の私たちの行動には適用できないはずである。

その日の夕刻、私たち同行十数名を呼び出して、保安将校が読みあげた起訴状は、あきらかに私たちが署名した起訴状と内容がちがっていた。私たちはそのなかで、〈平和と民主主義の敵〉と規定され、〈戦争犯罪人〉と規定された。戦争犯罪人を規定する法廷は、極東裁判以外にないことを知ったのは、その数年後である。